

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 7 月 14 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700050 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700067 号

## 第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成 16 年 4 月 1 日は 17 万 2,000 円、同年 8 月 2 日は 24 万 4,000 円、同年 12 月 1 日は 17 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 4 月 1 日、同年 8 月 2 日及び同年 12 月 1 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 4 月 1 日、同年 8 月 2 日及び同年 12 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 4 月 1 日  
② 平成 16 年 8 月 2 日  
③ 平成 16 年 12 月 1 日

タクシー乗務員として在籍していたA社において支給された請求期間①、②及び③に係る賞与について、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社の分割先であり、同社からタクシー事業部門を引き継いだB社から提出された請求者に係るA社の給与支給明細書(控1)(写)及びC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届(写)並びにB社の回答及びA社の元従業員の陳述から、請求者は、請求期間①に17万2,000円、請求期間②に24万4,000円、請求期間③に17万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 16 年 4 月 1 日、同年 8 月 2 日及び同年 12 月 1 日に係る請求者の届出や保

険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。